

# 平成27年4月から保育料が変わります

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

平成27年4月1日から「子ども・子育て支援法」が施行されます。子育て支援に関する新制度では、保育料は、利用者負担額として国が定める上限額の範囲内で市町村が定めることとされています。

改正される保育料は全体的に保育料の引き下げを基本とし、多子世帯の方の負担を軽減します。平成27年度町立保育園を利用される保護者の皆様には3月中に「利用者負担額決定通知書」で保育料について通知します。

## 主な改定内容

- これまでと同様に世帯の税額により判断しますが、所得税額から住民税額に変更になります。
- 第7階層までの料金表でしたが、第8階層までの料金表となります。
- 保育料の算定期が9月になります。4～8月分は前年度の住民税額、9月～翌年3月分までは当年度の住民税額で決定します。
- 長時間保育の料金は、階層ごとに利用する保育時間により料金が決定されます。また、低い階層の方の負担軽減を図ります。
- 平成26年度までの私的保育（1号認定）の方も、保育料は住民税額で決定します。また、保育料のほかに「預かり保育料」「給食費」「おやつ代」の料金が必要になります。

認定区分	保育料区分	利用時間 利用区分	7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:30	その他 徴収金
			主 食 費 給 食 費 ・ お や つ 代													
2・3号	保育標準時間	11時間														
		8時間														
	保育短時間	長時間保育														
標準保育																
1号	保育料	預かり保育														

## 多子世帯の保育料の負担軽減を拡充します



### 【町立保育園利用者】

- 同時入所の場合・・・年齢の高い方から2人目の児童は半額、3人目以降は無料となります。
- 同時入所以外の場合・・・第3子以降の児童で1・2号認定の児童は保育料無料、3号認定の児童は半額になります。

	1号認定（保育の必要性なし） ※3歳以上	2号認定（保育の必要性あり） ※3歳以上	3号認定（保育の必要性あり） ※3歳未満
同時入所	小学校3年生以下で、 第2子半額、第3子無料	0歳から5歳の範囲で、第2子半額、第3子無料	
同時入所以外	第3子以降は無料		第3子以降50%軽減

### 【町立保育園以外の町内保育施設利用者】

- 町内に住所を有する多子世帯で、町内の認可外保育施設を利用されている方の保育料の負担軽減として、補助金を交付します。対象の方は補助金の交付申請等の手続きが必要になりますので、施設を通じて必要な手続きの通知をお送りします。

対象利用施設等	条 件	対象児童	補 助 金
すずらん保育園	同時入所の場合	第2子	保育料の50%補助
		第3子以降	保育料全額補助
	同時入所以外	第3子以降	保育料の50%補助
森のいえ“ぽっち”		第3子以降	月額保育料6,000円を上限に補助

※詳しくは町ホームページでお知らせします。